

## 急増する「ふるさと納税」の現状と今後の注目点

木村 俊文

### 制度の特徴と増加の背景

総務省によれば、「ふるさと納税」制度による 2015 年度の受入額が 1,652 億 9,102 万円と、前年度(388 億 5,216 万円)の 4.3 倍に急増した(図表 1)。件数でも 726.0 万件と前年度(191.3 万件)の 3.8 倍に達した。

ふるさと納税は、都市と地方の税収格差を是正するための新構想として 06 年に浮上したものであり、審議を重ねて 08 年度から個人住民税の寄付金税制を拡充する形で創設された制度である。制度の特徴は、次の 5 点が挙げられる。

第一は、寄付先として、自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、好きな地域を複数選択できることである。

第二は、寄付金の用途も、子育て支援や地域振興など、自治体にどんな風に使ってもらいたいかを選べることである。

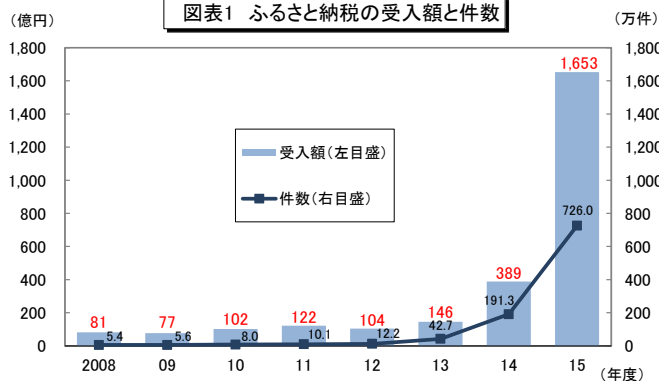
第三は、寄付者に対する返礼品として、金額に応じてその地域の特産品を送付する自治体が多いことである。返礼品を送付する自治体であっても、ふるさと納税の寄付額から品代や送料・梱包代などを地元の特産品出品事業者に支払い、差額

で財源を増やすことができる。

第四は、通常の寄付金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることから、寄付した金額のほぼ全額が税額控除されることである。総務省の資料によると、控除上限額(年収、配偶者の有無、扶養家族の人数などにより異なる)の範囲内で自治体に寄付すれば、2,000 円を超える部分が所得税・住民税から控除される。

第五は、15 年度から手続きが簡略化され、かつ上限額が引き上げられたことである。それまで税額控除の手続きとして、確定申告不要の給与所得者(年収 2,000 万円以下のサラリーマンなど)がこの制度を利用するには確定申告を行う必要があったが、15 年度からは寄付先の自治体が 5 団体以内であれば、各自治体に申請書を提出することで確定申告を行った場合と同額が控除される「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が導入された。同時に控除上限額が約 2 倍に引き上げられたため、これを機に各地の自治体が返礼品を拡充させたことから、冒頭で紹介したように寄付者が急増した。

図表1 ふるさと納税の受入額と件数



(資料)総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」

### 市町村別首位は宮崎県都城市

15 年度に最も多く寄付金を受け取ったのは、宮崎県都城市(42 億 3,123 万円)だった(図表 2)。返礼品を地元産の「肉と焼酎」に特化したことで人気を集めた。

第 2 位は静岡県焼津市(38 億 2,558 万円)で、第 3 位は山形県天童市(32 億 2,784 万円)だった。

前年度からの伸びに注目すると、第 9

図表2 2015年度・市町村別ふるさと納税額・上位10団体一覧

(単位:百万円、千件、倍)

順位	団体名	2015年度		前年度比(倍)	
		金額	件数	金額	件数
1	宮崎県 都城市	4,231	288	8.5	10.1
2	静岡県 焼津市	3,826	139	13.4	17.3
3	山形県 天童市	3,228	181	4.1	3.1
4	鹿児島県 大崎町	2,720	64	248.9	118.2
5	岡山県 備前市	2,716	34	89.0	36.7
6	長崎県 佐世保市	2,648	116	1,969.0	3,851.1
7	長崎県 平戸市	2,600	47	1.8	1.3
8	長野県 伊那市	2,583	30	140.6	186.5
9	佐賀県 上峰町	2,130	96	5,324.9	31,921.0
10	島根県 浜田市	2,094	106	2.9	2.3
	全市町村平均	93.4	4.1	4.3	3.8

(資料) 図表11に同じ

位の佐賀県上峰町(21億2,996万円)は、15年9月にふるさと納税サイトを充実させ、町内で肥育する「佐賀牛」などを返礼品としたことが人気を呼び、金額で前年度比5,000倍以上に激増した。同町では、返礼品や諸費用などを差し引いた8億円弱の使途について、寄付者の意向に沿い、学童教育の振興や高齢者の生活支援などに充てている。

一方、都道府県別では、首位が北海道(150億3,607万円)、次いで山形県(139億818万円)、長野県(104億5,583万円)、宮崎県(103億2,814万円)、佐賀県(96億6,239万円)の順位だった。ただし、徳島県や富山県など下位8県は10億円に満たない一方で、市や町が単独で20億円以上の寄付を獲得していることを考慮すると、返礼品の充実など意欲的に取り組む自治体が金額を伸ばしていると言える。

### 企業版ふるさと納税も今後スタート

以上のとおり、返礼品の内容が充実しているかどうかで寄付先となる自治体を選ばれる傾向があるものの、税収格差の是正や地方創生の観点からはある程度ふるさと納税の効果が始めているように思われる。

同制度にかかる寄付金税額控除の適用状況をみると、金額が大きいのは東京都

をはじめ、神奈川県、大阪府、愛知県、兵庫県など税収の多い都市部である。したがって、その分だけ財源が地方へと移っていることが確認できる。

また、返礼品としての地元農産物等の発送を通じて地域の産業振興に貢献しているほか、ふるさと納税が契機となって観光客や移住者を呼び込むなど、人的交流につながる可能性も十分にある。

一方、課題としては、換金性の高い商品券等の提供や高額または返礼割合の高い返礼品の送付など、競争過熱が指摘されている。ただし、総務大臣通達を受け自治体には良識ある対応が求められており、高額品や商品券の返礼を取りやめる自治体も見られるなど、過度な競争には歯止めがかかっている。とはいえ、税収減少に悩む地方の自治体であっても、ふるさと納税に積極的でない団体もあることから、税収の地域間格差は依然として解消されないという問題は残る。また、高所得者ほど控除上限額が高くなることから返礼品を多く受け取ることができるため、制度上の問題点を指摘する声も上がっている。

今後は16年度税制改正で決まった地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が開始される。これは自治体が作成した地方版総合戦略のうち、内閣総理大臣の認定を受けた事業に企業が寄付する場合、新たな特例措置が適用されるため、現状の損金算入措置(約3割)とあわせて寄付額の約6割が税額控除される制度である。節税効果が高く、地域貢献や企業のイメージアップも期待される。果たして企業版ふるさと納税も一気に盛り上がるのか、今後の動向に注目したい。